― 提案条件―

【応募者について】

（1）個人、団体を問わないが、団体の場合は責任の所在を明確にするため代表者を定めること。

（2）応募する個人もしくは代表者は、民法上の責任能力を有すること。このため、未成年者などの場合は、法定代理人（保護者、親権者）等と連名で応募すること。

【イベント等の内容について】

（1）公序良俗に反しないこと。

（2）政治・宗教活動や特定の企業・商品の普及・宣伝活動でないこと。

（3）公園利用者は誰でも参加できるものであること。

(4) その他、大和民俗公園設置の趣旨に反しないものであること。

なお、次のようなものは許可しない。 （1）公益を害するおそれがあるもの。

(2）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成３年法律第７７号)第２条第２号に規定する暴力団の活動を助長し、又はその運営に資することとなるもの。

（3）公園の管理上支障があるもの。

【利用方法等について】

（1）古民家の現状を変更せずに利用できるものであること。

（2）公園利用者の迷惑にならないものであること。

（3）古民家を汚損するおそれのないものであること。万一、汚損等した場合には、応募者が責

任をもって現状復旧すること。

（4）１回につき１週間以内の期間において利用するものであること

【その他】

（1）企画案の採用の際に条件を附することがある。また、古民家の工事や修理等により、　　　　実施する古民家を変更することがある。

（2）本イベントは、奈良県との共催であり、提案書の提出をもって奈良県立都市公園条例及び

同条例施行規則に規定する申請があったものとみなす。また、（1）の通知をもって許可の　　判断がなされたものとする。

（3）飲食物の提供等、企画案の内容により必要となる、許可や届出については、応募者に　　　　おいて対応すること。

（4）やむを得ない事情により、イベントを実施できなくなった場合は、その理由を添えて書面に　　より申し出ること。

（5）採用の決定を受けた応募者は、募集要領９の通知の際に同送する企画書に必要事項を記入

の上、イベント実施の１ヶ月前までに民俗博物館の担当者と打ち合わせを行うこと。　　　　　　また、イベント実施後は速やかに原状回復するとともに、終了後１０日以内に実施結果報告書　（別様式）を提出すること。

（6）イベントが支障なく実施された場合（悪天候による中止を含む）、日程調整のうえ、　　　　募集要領５の実施期間内に同イベントを再度実施することができる。

（7）その他、疑義が生じた場合は、応募者と民俗博物館長が協議の上、決定する。